第七章　国境を越えるサービスの貿易

第百一条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、他方の締約国のサービス提供者による国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。当該措置には、次のものを含む。

(a)　サービスの提供に影響を及ぼす措置

(b)　サービスの購入若しくは利用又はサービスに対する支払に影響を及ぼす措置

(c)　サービスの提供に関連して、公衆一般に提供されるサービス（流通、運送並びに電気通信網及び電気通信サービスを含む。）へのアクセス及び当該サービスの利用に影響を及ぼす措置

(d)　一方の締約国の区域内における他方の締約国のサービス提供者の存在に影響を及ぼす措置

(e)　サービスの提供を行うための条件として債権その他の形式による金銭上の保証を提供することに影響を及ぼす措置

2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i)　航空機の修理及び保守のサービス

(ii)　航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii)　コンピュータ予約システムのサービス

(b)　第百四十四条に定義する政府調達

3　第百三条、第百六条、第百十条及び第百十一条の規定は、対象投資財産によるサービスの提供に影響を及ぼす締約国の措置についても適用する。

注釈　両締約国は、この章（この3の規定及びこの章の附属書を含む。）のいかなる規定も、投資協定第十八条（一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決）の規定の対象とはならないことを了解する。

4　この章の規定は、一方の締約国の雇用市場への進出を求める他方の締約国の国民又は一方の締約国において永続的に雇用される他方の締約国の国民に関し、一方の締約国に対し、いかなる義務をも課するものではなく、また、雇用市場への進出又は雇用に関し、当該国民に対し、いかなる権利をも与えるものではない。

5　この章の規定は、政府の権限の行使として提供されるサービスについては、適用しない。政府の権限の行使として提供されるサービスとは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

6　附属書七は、金融サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置に関し、この章（適用範囲及び定義を含む。）及び投資協定の補足規定を定める。

注釈　この6の規定の適用上、「金融サービスの貿易」とは、附属書七第二条1(f)に定義する金融サービスの貿易をいう。

第百二条　定義

1　この章の規定の適用上、

(a)　「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b)　「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(c)　「対象投資財産」とは、一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の日に存在しているもの又はその後に設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいう。

(d)　「国境を越えるサービスの貿易」又は「国境を越えるサービスの提供」とは、次の態様のサービスの提供をいう。

(i)　一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供

(ii)　一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって、一方の締約国の者により他方の締約国の者に対して行われるもの

(iii)　一方の締約国の国民によるサービスの提供であって、他方の締約国の区域内において行われるもの

(e)　「締約国の企業」とは、締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業をいう。

(f)　附属書五第一編三十五を除くほか、「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(g)　「締約国が採用し、又は維持する措置」とは、次の措置をいう。

(i)　締約国の全ての段階の政府又は機関が採用し、又は維持する措置

(ii)　非政府機関が、締約国の全ての段階の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たって、採用し、又は維持する措置

(h)　「国民」とは、締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。

(i)　「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(j)　「サービス提供者」とは、サービスを提供し、又は提供しようとする者をいう。

注釈　企業がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の対象投資財産を通じて提供し、又は提供しようとする場合には、サービス提供者（すなわち、当該企業）に対し、この章の規定に基づいてサービス提供者に与えられる待遇が当該対象投資財産を通じて与えられる。当該待遇は、当該対象投資財産に及ぼされるものとし、サービスが提供され、又は提供されようとする締約国の区域外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(k)　「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(l)　「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他の航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

2　この章の規定の適用上、

(a)　企業がいずれかの者によって「所有」されるとは、当該者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　企業がいずれかの者によって「支配」されるとは、当該者が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第百三条　補助金

1　一方の締約国は、サービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束の対象となるサービスの貿易に対して著しい影響を及ぼす新たな補助金又は贈与の導入を速やかに、かつ、少なくとも毎年、他方の締約国に通報する。

2　他方の締約国の補助金又は贈与によって悪影響を受けていると認める一方の締約国は、他方の締約国に対し、その問題について協議を行うよう要請することができる。他方の締約国は、その要請に対し好意的な考慮を払う。

注釈　この章に規定する「協議」とは、第二百八条の規定に基づく協議を意味しない。